

1 妊娠・出産したとき

妊娠・出産応援パッケージ事業

安心して妊娠・出産ができる環境を提供するための事業です。

①にいみママ・サポート119事業

出産の兆候など緊急搬送の必要がある場合、事前登録しておくことで、出産の際に妊婦の方を救急車で産科医療機関に搬送する制度です。

【届出先】健康医療課

②妊娠・出産応援給付金支給事業

妊娠後期以降の健診にかかる交通費を助成します。

【対象者】市内に住所を有する妊娠届出をした妊婦

【支給額】妊婦1人あたり一律5万円

※妊娠中に申請をしてください。

③妊婦宿泊助成金支給事業 ※申請前にご相談ください。

出産準備のため分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で待機するための宿泊費を助成します。

【対象者】次の全てに該当する人

- ・出産時及び申請時に市内に住所を有する人
- ・住所地から分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を有する人

【対象経費】出産のために分娩取扱施設の近くで待機する場合のホテル、旅館等の宿泊費（食事代は除く）

※妊婦本人の宿泊分に限り対象とします。

【助成額】1泊につき宿泊費実費（食事代は除く）から自己負担2千円を控除した額（上限8,000円）

※出産までの前泊分として14泊を限度とします。

※出産した日から4か月以内に申請してください。

問い合わせ

健康医療課

☎72-6129

妊婦のための支援給付金

妊婦が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と一体的に行う経済的支援です。妊娠届出時や乳児訪問時に保健師から申請案内をします。

【対象者】

○1回目 妊婦給付申請書を提出した妊婦

○2回目 胎児の数の届出を提出した妊婦

（流産・死産・人工妊娠中絶の場合においても給付対象となります。妊娠が継続しなかった方は担当保健師までご連絡ください。2回目の給付についてご案内します。）

- 【支額額】 ○1回目
・妊婦1人あたり5万円
○2回目
・妊娠した子ども1人につき5万円
- 【申請に必要なもの】 ・通帳など振込口座の確認ができるもの
・運転免許証など本人確認書類

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

低所得の妊婦さんに対する初回産科受診料の支援

低所得の妊婦さんの経済的負担軽減を図るとともに、切れ目なく必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦さんの初回産科受診料を助成します。

- 【対象者】 医療機関等の初回受診において妊娠判定を受ける方で、妊娠判定を受ける日において新見市に住所を有する妊婦であって、市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方
- 【助成対象要件】 ①世帯の課税状況を確認することに同意する方
②支援に必要な情報を関係機関と新見市が共有することに同意する方
- 【対象検査項目】 妊娠判定に係る医療機関等で行われる診察、尿検査、血液検査、超音波検査 ※保険適応分は対象となりません
- 【助成額】 初回受診において妊娠判定に係る費用とし、10,000円を限度とする。
- 【申請に必要なもの】 新見市妊婦初回産科受診料助成申請書兼請求書に、次の①②の書類を添付する。
①受診費用の領収書及び明細書の写し(氏名、診療年月日及び医療機関等の名称が記載された書類)
②他市町村からの転入等により妊婦の属する世帯の課税状況の把握が困難なときは、課税状況を記載した証明書
- 【申請期間】 受診した日から6か月以内

申請・問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

出生届

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に提出してください。
出生地でも届出をすることができます。

- 【必要なもの】 ・出生証明書(医療機関発行のもの)
・届出人の印鑑(任意)
・母子(親子)健康手帳

問い合わせ 市民課 ☎72-6121、または各支局・市民センター

低体重児出生届

赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満の場合、低体重児出生届の届出が必要です。市民課または各支局へ出生届を提出される際に、窓口で低体重児出生届を記入してください。

【届出時に必要なもの】

- ・お母さんの「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」
- ・母子(親子)健康手帳 ・印鑑

※赤ちゃんのマイナンバーは後日、確認させていただきます。

問い合わせ

健康医療課

☎72-6129

出産育児一時金支給

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則としてご自身が加入している医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われます。国民健康保険に加入している人が出産した時、出産育児一時金支給額は、1児につき50万円です。(ただし、産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限る。) 出産費用が50万円未満の場合、後日市から差額支給の申請書等を送付しますので、申請してください。

直接支払制度を利用しない場合は、退院時に出産費用の全額を窓口で支払い、後日医療保険者に出産育児一時金を申請してください。社会保険等に参加されている場合は、会社等にお尋ねください。

問い合わせ

市民課

☎72-6123

国民健康保険税の産前産後の免除制度

国民健康保険に加入している人が出産する場合、産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の国民健康保険税の所得割額と均等割額を免除します。

免除を受けるためには、原則として届出が必要です。

- ### 【届出に必要なもの】
- ・産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
 - ・母子(親子)健康手帳

※出産予定日の6か月前(妊娠15週以降)から届け出ることができます。

問い合わせ

税務課

☎72-6117

市民課

☎72-6123

子育て支援金（出生祝金）

出産時に、市内に住所のある保護者が引き続き（1年以上）市民である場合に支給されます。申請期限は出産日から1年以内です。

【支給要件】 出生時、本市に住民登録がある保護者が養育している22歳以下の子の数に応じて給付額を加算します。

【支給額および支給方法】

子どもの人数 合計額	1回目	2回目以降～11回目
第1子 100,000円	100,000円 (内ポイント 50,000円分)	該当なし
第2子 200,000円	100,000円 (内ポイント 50,000円分)	〔毎月 現金 5,000円 ポイント 5,000円分 10,000円分を10回支給〕
第3子 300,000円	100,000円 (内ポイント 50,000円分)	〔毎月 現金 10,000円 ポイント 10,000円分 20,000円分を10回支給〕
第4子 400,000円	100,000円 (内ポイント 50,000円分)	〔毎月 現金 15,000円 ポイント 15,000円分 30,000円分を10回支給〕
第5子以降 500,000円	100,000円 (内ポイント 50,000円分)	〔毎月 現金 20,000円 ポイント 20,000円分 40,000円分を10回支給〕

【申請に必要なもの】 通帳など振込口座の確認ができるもの
※に一みんポイントの受け取りには、新見市オリジナルICOCA
が必要です。

問い合わせ

子育て支援課 ☎72-6115

児童手当

【対象者】 18歳に到達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育する保護者に支給されます。出生届・転入届と同時に手続きをしてください。
ただし、公務員の方は勤務先となる場合がありますので、出生届等の提出時に確認させていただきます。

【支給額】 月額（申請した月の翌月分から支給）

3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

【支給月】 4・6・8・10・12・2月

【現況届】 原則提出不要（提出が必要な方には通知をします。）

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

子育て支援医療費

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費（保険診療分）自己負担額を補助します。

【給付方法】 ○市内の医療機関

「マイナ保険証や資格確認書等」と「資格者証」を提示すれば無料で受診できます。

○市外の医療機関

医療機関を受診し、自己負担額を支払ってください。後日、新見市へ領収書を添えて申請することで、払い戻しを受けることができます。
※上記のほか、払い戻しを受けることができる場合がありますので、詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

妊産婦など歩行が困難な人などが、車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用しやすいように、専用の駐車場利用証を交付する制度です。

【使用期間】 単胎児 : 妊娠7ヶ月～産後2年
多胎児 : 妊娠5ヶ月～産後3年
(※いずれも、産後は乳幼児同乗の場合のみ)

【申請に必要なもの】 母子(親子)健康手帳

問い合わせ 福祉課 ☎72-6126

未熟児養育医療費

未熟児で生まれ、指定医療機関の医師が入院して養育を受ける必要があると認めた場合、その医療費の一部を公費で負担します。

【対象者】 次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。

- ①出生時の体重が2,000グラム以下の場合
- ②生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ・運動不安、けいれん
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・呼吸器・循環器の症状
(強度チアノーゼ・呼吸数の異常など)
 - ・消化器の症状(排便がない・嘔吐が持続するなど)

問い合わせ

・強い黄疸 など
子育て支援課 ☎72-6115

産後ケア事業

産後ケア事業とは、産後に育児などの支援が必要なお母さんとお子さんが、医療機関などで宿泊、日帰りで休養、育児の相談ができるサービスです。

利用を希望される場合は、事前に健康医療課までご相談ください。利用料の助成制度があります。

【対象者】 新見市に住所があり、出産後1年未満のお母さんとそのお子さん

【産後ケアの種類】

- 短期入所（ショートステイ）型：施設に泊まってサポートを受ける。
- 通所（デイサービス）型：日帰りでサポートを受ける。
- 居宅訪問型：助産師が自宅へ訪問して、相談を受ける。
- 母乳育児相談：お乳のトラブルや赤ちゃんの体重増加などの相談ができる。

【利用回数】

- 短期入所（ショートステイ）型：6泊
- 通所（デイサービス）型：7日
- 居宅訪問型：3回
- 母乳育児相談：制限なし

問い合わせ

健康医療課 ☎72-6129

産後ヘルパー訪問

産後の体調不良等のために家事を行うことが難しく、かつ家事を行う家族がいない産後1年未満の産婦さんを対象にヘルパーが訪問し家事を行います。利用を希望される場合は、健康医療課にご相談ください。

【利用料金】	1時間まで	500円
	1時間から1時間30分	750円
	1時間30分から2時間	1,000円

問い合わせ

健康医療課 ☎72-6129

子育て支援ヘルパー訪問

18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童の養育が困難な家庭などの負担を軽減するため、ヘルパーが訪問して家事等のお手伝いをします。利用を希望される場合は、子育て支援課にご相談ください。

【 利用料金 】	1時間まで	500円
	1時間から1時間30分	750円
	1時間30分から2時間	1,000円

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

